

Q 20

体罰は、なぜ禁止されているのか知りたい。

体罰は、教職員としての指導力の未熟さや自らの指導力に対する過信の表れです。体罰は、指導を困難にするとともに、子どもの心身にマイナスの影響を与え、暴力を肯定する気持ちやいじめを容認することにもつながります。

A1 体罰は法で禁じられています。

「学校教育法」第 11 条には、次のように記載されています。「校長及び教員は、教育上必要と認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

※ 体罰を行った教職員には行政上の責任、刑法上の責任、民事上の責任があり、校長には監督責任があります。CHECK①の「体罰防止マニュアル」にまとめて記載されていますから、必ず読んでおきましょう。特に、「叩く」などの直接的な暴力だけではなく、「正座、直立等、指定の姿勢を長時間にわたって保持させ、児童生徒に肉体的苦痛を与える行為」などは体罰にあたることを認識しておきましょう。

A2 体罰は人権侵害です。

体罰は人格を傷つけ、子どもの人権を侵害する行為です。「子どものために」「愛情表現」「体に覚えさせる」などの理由で、体罰を行うことは許されません。体罰は子どもの心に傷を負わせるだけでなく、体罰を受けた子どもが、暴力によって解決することを学習し、自分より弱い子どもに対して暴力を振るなどの「暴力の連鎖」を生む場合もあります。指導するときは、子どもの話をゆとりをもって聞けるよう自分の感情を抑え、冷静に対応しましょう。また、指導した後の子どもの様子を観察し、声かけを行うなどの支援を忘れずに行いましょう。

A3 毅然とした態度と一貫した方針で子どもに向き合しましょう。

子どものためには、毅然とした態度で、一貫した方針で指導することが重要です。

基準をはっきりさせた粘り強い指導が大切です。また、問題行動などの指導には、個人だけで対応するのではなく、組織的に取り組むことが必要です。

A4 どのようなものであっても体罰は許されません。

子どもや保護者の中には、「自分が悪いときは、叩かれても仕方ない」とか「部活動における体罰は、強くなるためにはやむを得ない」など、体罰を受け入れる考え方もありますが、どのようなものであっても体罰は許されるものではなく、そうした子ども、保護者の意識改革を図る取組みを進めることも大切です。

〈ポイント〉

体罰がいけないということを漠然とわかっているにもかかわらず、教職員が意識せずに体罰に至る場合があります。どのような行為が体罰になるかしっかり認識しましょう。

★CHECK①★

「この痛み一生忘れない！～体罰防止マニュアル」(大阪府教育委員会 平成 19[2007]年 11 月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/seishi/taibatu-bousi.html>

体罰がなぜいけないのか、どうすればいいのかをまとめた文章です。最後には、体罰防止のためのチェック項目もありますから、活用してください。

★CHECK②★

「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》〈改訂版〉」(大阪府教育委員会 令和2[2020]年3月)

体罰をはじめ、教職員による不祥事予防のために、さまざまな事例やチェックリストを掲載しています。

★CHECK③★

「児童の権利条約(児童の権利に関する条約)」(国際連合 平成元[1989]年 11 月採択、平成2[1990]年9月発効)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/>

虐待などの子どもへのひどい行為からの保護や支援について書かれています。

★CHECK④★

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」(文部科学省 平成 19[2007]年2月)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm

いじめ、校内暴力などの問題行動をおこす子どもに対する生徒指導に関する通知です。懲戒・体罰に関する考え方が別紙で示されています。懲戒が体罰に当たるか否かは、児童生徒一人ひとりの状況に配慮を尽くした行為であったかどうかなどの観点が必要とされています。

◎学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方； 1 体罰について

(4) 児童生徒に対する有形力(目に見える物理的な力)の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されない」とすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの(昭和 56 年 4 月 1 日東京高裁判決)、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの(昭和 60 年 2 月 22 日浦和地裁判決)などがある。

(5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。○放課後等に教室に残留させる(用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎて長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる)。○授業中、教室内に起立させる。○学習課題や清掃活動を課す。○学校当番を多く割り当てる。○立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

(6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

★CHECK⑤★

①「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」(大阪府教育センター 平成 20〔2008〕年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第2章の7では、心に迫るほめ方、しかり方の指導のポイントや実践のエピソードが紹介されています。

②「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

体罰についての理解を深めるために、体罰防止に向けて学校が取り組むべきこと等を分かりやすくまとめています。

★CHECK⑥★

「体罰防止リーフレット『力でおさえつける指導は絶対にしない!!』」

(大阪府教育委員会 平成 27〔2015〕年3月 平成 31〔2019〕年4月一部改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180060/shienkyoiku/taibatsuboushi/index.html>

支援の必要な子どもの指導において、幼児・児童・生徒一人ひとりを大切にする指導・支援を充実させることを目的に作成したリーフレットです。子どもの「気になる行動」に対して、適切な指導を行うためには、子どもの障がいについての適切な実態把握と計画的な指導方針が必要です。本リーフレットには、子どもの「気になる行動」の背景として考えられることや、感情に任せた指導が子どもに与える影響等をまとめています。

感情に任せた指導や体罰につながらないよう、日ごろの指導を振り返るチェックリストも掲載しているので、校種を問わず、広く教職員研修等で活用してください。

★CHECK⑦★

「不適切な指導・介助等に関する自己チェックシート」(大阪府教育委員会 令和3〔2021〕年5月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180060/shienkyoiku/jikocheckseat/index.html>

府立支援学校に勤務する教員が、「子どもの人権を尊重する」という視点から、子どもへの指導・介助等について自己点検を行うためのチェックリストを掲載しています。

以下の◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉(大阪府教育委員会 平成 30〔2018〕年3月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ また、体罰は、子どもの人間としての尊厳を傷つけ教育効果を損ねるばかりでなく、学校に対する保護者や地域の信頼を著しく損ないかねないものである。教職員は、いかなる場合にも体罰が許されるものではないことについて再認識する必要がある。〔1ー(3)ーウ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 教職員が人権尊重の理念について十分理解し、児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努める必要がある。もとより、教職員は、児童生徒に直接ふれあいながら指導を行うことで、その心身の成長発達を促進し、支援するという役割を担っている。〔第二章―第3節―1. ー(3)ーイ〕
- ◎ 人権教育においては、個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、指導の重要要素となる。教職員の人権尊重の態度によって、児童生徒に安心感や自信を生むことにもなる。だからこそ、教職員にあっては、児童生徒との相互の信頼関係の上に、愛情に満ちた人間関係を築くよう求められる。教職員が、仮にも自らの言動により児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識して行動すべきことは当然である。〔第二章―第3節―1. ー(3)ーイ〕